



生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合の課税関係



税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂 英夫

毎年確定申告をされている方、されていない方ともに忘れがちなのが、いつもの年にならない臨時的に発生した所得の申告です。今回はその中で、生命保険契約の満期や解約に伴い保険金を受け取った場合の課税関係について触れていきます。計算のための資料は保険会社から送られていきますので、税務申告をする必要があるかどうか確認してみましょう。

1. 所得税が課税される場合

保険金を受け取った方本人が保険料を負担していた場合には所得税の課税対象となります。

① 満期保険金等を一時金で受け取った場合

満期保険金等を一時金で受け取った場合には、一時所得になります。課税の対象となるのは、受け取った保険金の額から既に払い込んだ保険料の額及び特別控除額50万円を控除した金額に1/2を掛けて計算した金額となります。

② 満期保険金等を年金で受け取った場合

満期保険金等を年金で

受け取った場合には、公的年金等以外の雑所得になります。課税の対象となるのは、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料の額を差し引いた金額となります。

2. 贈与税が課税される場合

保険金を受け取った方以外の方（御家族など）が保険料を負担していた場合には贈与税の課税対象となります。

① 満期保険金等を一時金で受け取った場合

満期保険金等を一時金で受け取った場合には、受け取った保険金

の額から基礎控除額110万円（相続時精算課税の適用を受けている方は、残存している特別控除額）を控除した金額が課税対象となります。

② 満期保険金等を年金で受け取った場合

満期保険金等を年金で受け取った場合には、初年度は満期時に確定した保険金について①と同様に贈与税の対象となります。2年目以降は当初の保険金額から運用により増加した部分について公的年金等以外の雑所得として所得税の課税対象となります。